

(ウィーン會議議書)

署名 一八二五年六月九日(ウィーン)
当事国 八

第一〇八条(委員の任命) 航行できる同一の河川で分けられてゐるか又は貫流されている諸國は、この河川の航行に関するすべての事項を一致して規制することを約束する。右の諸國はこの目的のために委員を任命する。右の委員は、會議の終了後六箇月以内に合同し、下記事項の定める原則をその仕事基礎とする。

第一〇九条(航行の自由) 前条に規定する河川の航行可能な点から河口までの間の全流の航行は、完全に自由であり、通商に關して、何人にも禁止されてはならない。但し、すべての人に均一に適用され、且つすべての國の通商にできる限り有利な、この航行に関する警察規則には従わなければならない。

第一一〇条(課金徴収制度の均一化) 課金の徴収及び警察の維持に關して樹立される制度は、河川的全流を通じて、できる限り同一でなければならぬ。右制度は、また、特殊な場合を除いて、該國を分け又は貫流する航行可能な分流及び支流に及ばされる。

第一一二条(税金の制定) 航行税は、均一な、不安な、且つ脱税及び違反の検査のための以上の積荷の詳細な検査を不要にする程度に商品異なる性質と無関係な方法で定められなければならない。この税額は、いかなる場合にも現在の額をこえてはならない。また、地方的事情のため、これに關する一般の規則をつくることほとんど不可能であるから、地方的事情に従つて、これを決定しなければならない。但し、税金を定めるに當つては、通商を奨励すること及び航行を容易にすることを基礎としなければならない。ライン河において制定された税金は、大体の標準とすることができる。

一度定められた税金は、沿岸諸國の協定によらなければ増額することができない。規則により定められたもの以外の課金を

課せられた航行についても、また同様とする。

第一一二条(徵稅事務所) 徵稅事務所は、できる限りその数を減らすように、規則で定めなければならない。従つて、沿岸國の「が自己に専屬する徵稅事務所の数を減らすことを欲する場合のほか、合意に基く以外は、いかなる変更も加へることができない。

第一一三条(ひき船道) 各沿岸國は、その領域内のひき船道を維持し、且つ、河床が航行の障害をなさないように必要な工事をしなければならない。河岸が同一の國に屬さない場合において、沿岸國が河床の工事を共同でなす方法は、規則により定める。

第一一四条(食糧、補給等のための一時的寄港) 對する課金(食糧、補給その他のための一時的寄港又は不可抗力による寄港)に對しては、税金を制定してはならない。すでに存在するものについては、沿岸國が航行及び通商一般に必要な又は有益であると認めるもの以外は、その制定されている場所又は國の地方的利益と無関係に、これを廃止する。

第一一五条(關稅) 沿岸國の關稅は、航行税と全く異なつたものでなければならぬ。稅關吏の職務執行は、航行を助けまいよに規則で定めなければならない。但し、水夫を助けて密輸入しようとする住民のすべての企圖は、河岸上の嚴格な警察により監視しなければならない。

第一一六条(共通規則の作成) 前諸條に掲げられたすべての事項は、共通規則により決定され、また、今後決定される必要のあるすべての事項をも包含する。一度制定された規則は、沿岸國の同意によらなければ、変更することができない。金沿岸國は、適當な且つ事情及び地方に適した方法で、その実行に當らなければならない。

